



スタートアップ経営者、企業知財担当者必見！

**日本弁理士会著作権委員会の委員**

が教える知財に役立つオンラインセミナー

受講  
無料

# 著作権法上の著作物

～著作権侵害を問えなかった著作物～

日時：2024年 **2月21日(水)** 13:00~13:30

## セミナー内容

- ・ 著作物とは（著作物の定義、創作的表現とは）
- ・ 言語の著作物をめぐる係争事例（キャッチフレーズ他）
- ・ 美術の著作物をめぐる係争事例（製品デザイン他）
- ・ まとめ

## 概要

著作権をめぐる係争は年々増えており、内容も複雑になってきています。著作権侵害を争う裁判になった場合、裁判では最初に争いの対象である「作品」が著作物に該当するか否かが判断され、著作物性が否定されれば門前払いのような形で裁判は終わります。

今回のセミナーでは、「キャッチフレーズ」や「製品デザイン」など、企業実務に直結する事案を選び、日本弁理士会著作権委員会の委員である講師が解説いたします。

## セミナー講師

**生塩 智邦** (うしおともくに)

弁理士法人坂本国際特許商標事務所  
所長代理 弁理士

## 経歴

鐘紡株式会社（現クラシエホールディングス株式会社）  
カネボウ電子株式会社（半導体後工程生産会社）  
クラシエホールディングス株式会社 知的財産権センター長

セミナーに関するお問い合わせは下記のアドレスまたは電話番号までご連絡ください。

**弁理士法人坂本国際特許商標事務所**

電話番号 **03-5919-3041**

email

**seminar@sakamotopat.com**

[お申し込みはこちらから](#)



[お申し込みフォーム](#)